

福岡県骨髓等移植ドナー助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、骨髓・末梢血幹細胞（以下「骨髓等」という。）移植の推進を図るため、市町村が骨髓等の提供を促進する助成事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、福岡県補助金等交付規則（昭和33年3月1日規則第5号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、該当各号の定めるところによる。

(1) 骨髓ドナー

公益財団法人日本骨髓バンク（以下「骨髓バンク」という。）が実施する骨髓バンク事業において骨髓等の提供を完了した者をいう。

(2) 事業所

骨髓ドナーが勤務する企業・団体等をいう。

(3) ドナー休暇制度

事業所に勤務する者が、骨髓移植のための骨髓等の提供者として必要な通院又は入院のため、有給で休暇を取得できる制度をいう。

(4) 骨髓ドナー助成事業

骨髓ドナーの休業による経済的負担を軽減するため、市町村が骨髓ドナーに対して助成を行う事業をいう。

(補助対象)

第3条 補助対象は、次のとおりとする。

- (1) この補助金は、骨髓ドナー助成事業を対象とする。ただし、骨髓ドナーが事業所の定めるドナー休暇制度、休日を利用した場合は、当該日数から減ずる。
- (2) この補助金の交付対象となる事業の実施期間は、交付決定のあった時期に関わらず、交付決定のあった日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。

(補助金の算出方法等)

第4条 補助金の額は、次により算出する。

- (1) 下表の補助対象経費の支出予定額と基準額のうちいずれか低い額を選定する。
- (2) 前号により選定された額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、算出さ

れた額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

補助対象経費	基準額	補助率
次のものに対して市町村が補助した経費 (1) 健康診断又は自己採血のための通院、入院。 (2) 骨髓等の採取のための入院。 (3) その他骨髓バンク又は医療機関が必要と認め る通院、入院又は面談。 ただし、骨髓等の採取のために行った手術及 びこれに関連した医療処置によって生じた健康 被害のためのものを除く。	1日につき2万円 ただし、1人1回の 提供に対し、10日 間を上限とする。	2分の1

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする市町村は、補助金交付申請書（様式第1号）
を知事が別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

2 規則第3条第2項の規定による申請書に添付しなければならない書類は、次のと
おりとする。

- (1) 所要額調書（別記様式1）
- (2) 事業計画書（別記様式2）
- (3) 市町村の当該助成事業に係る交付要綱の写し

(補助金交付の条件)

第6条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業の内容を変更しようとする場合には、知事の承認を受けなければなら
い。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、知事の承認を受けなけれ
ばならない。
- (3) 補助事業が予定期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又
は事業の遂行が困難となった場合には、知事に報告してその指示を受けなければ
ならない。

(補助金交付決定の通知)

第7条 規則第4条の規定による交付の決定は、補助金額交付決定通知書（様式第2
号）により行うものとする。

(変更の承認)

第8条 第6条第1号から第3号の規定に基づく知事の承認等を受けようとする場合は、補助金事業変更(中止、廃止)承認申請書(様式第3号)に変更事業計画書(別記様式2)を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条の規定による期間は、交付の決定の通知を受理した日から15日を経過した日までとする。

(実績報告)

第10条 補助金の交付を受けた市町村は、実績報告書(様式第4号)を補助対象事業が完了した日から起算して2ヶ月以内又は当該翌年度の4月20日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

2 規則第13条の規定による報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 精算額調書(別記様式3)
- (2) 事業実績書(別記様式4)
- (3) 各対象者に対する交付決定通知書等の写し

(補助金の額の確定通知)

第11条 規則第14条の規定による交付額の確定通知は、補助金額確定通知書(様式第5号)により行うものとする。

2 知事は、前項の規定による額の確定後であっても、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、市町村に対して報告をさせ、又は市町村の承諾を得た上で職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること(以下「検査等」という。)ができるものとする。

3 市町村は、前項の検査等に協力するよう努めなければならない。

(補助金の交付)

第12条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を交付するものとする。

(書類の整備等)

第13条 市町村は、補助事業等に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を

作成し、補助事業等を完了し、又は廃止した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

附則

この要綱は、令和元年7月19日から施行し、令和元年度から令和9年度までの補助金について適用する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和3年度までの補助金については、なお従前の例による。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年9月2日から施行する。